

ひまわり通信 NO1516 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士・家族信託コーディネーター 酒井俊雄
日本相続士協会登録 551
003 一社) 家族信託普及協会員
<http://himawari.nagoya/>

平成 30 年 10 月 15 日

暑かったあの夏がまるで嘘のように、涼しくなってきました。
今年の 7 月に民法が改正され、特に相続法が改正されました。

- * 配偶者居住権
- * 遺産分割
- * 自筆証書遺言
- * 遺留分
- * 特別寄与者

配偶者居住権

高齢化社会に対応するため、被相続人の高齢である配偶者の住まいを確保する必要があります。

遺産分割

遺産分割前に相続財産が処分された場合であっても、相続人全員の同意で、処分された財産も含めた遺産分割をすることができるとする規定

遺産分割前に預貯金債権の一部を行使できる規定（仮払い制度）が置かれます。

現状、原則として遺産分割協議が調わないと預貯金の引き出しができません。

以下の額は相続人が単独で引き出せるようになります。

預貯金債権 × 1/3 × 法定相続分 （限度あり 150 万?）

自筆証書遺言

現行法では、自筆証書遺言の全てを自署する必要があります。財産目録などをワープロで書くことが認められます。

自筆証書遺言の保管制度の新設
遺言の保管機関（法務局）

遺留分

遺留分権利者が遺留分の侵害を受けた場合にする請求が金銭の支払い請求となります。

死亡前にされた相続人への贈与（特別受益）のうち遺留分額の算定の対象となるものを死亡前 10 年間にされたものに限定する。

特別寄与者

相続人でない親族が無償の療養看護や労務の提供をした場合に、相続人に金銭の支払いを請求できるようにする。

相続においては、財産を残すもの（被相続人）、被相続人が残した財産を承継するもの（相続人）の 2 つの立場がありますが、人としてこの世に生を受けた以上、誰もがいつかは必ず、この問題に直面することになります。しかし、不労所得としての性格を持つ遺産は、時として、仲の良かった家族をも崩壊させるトラブルへと発展してしまうケースが少なくありません。そこで、相続法は人の死亡に伴う財産承継の基本法として、とても重要な役目を果たすことになります。

金融機関にとっての相続預金の考え方と 二重払いのリスク

従来の判例では、預金は、預金者に相続が生じた場合、相続の開始により当然にその債権が分割され、各相続人が相続分に応じて預金の払い戻しを請求することができると考えられていた。しかしこれは金融機関にとってリスクがあった。金融機関としては、金融機関自らが、誰が相続人であり、だれがいくら相続分を有するかを判断しなければならず、二重払いのリスクがあるからであった。かねてより金融機関は、相続預金の払い出しにあたっては、原則として相続人全員の同意を得たうえで預金の払い戻しに応ずるとしてきた。そして、例外的に相続人全員の同意を得られない場合には、一部の相続人からの相続分に応じた払い戻しに応じていた。

(トピックス)

レオパレス 21 欠陥物件と同社の運用 型信託会社

レオパレスの建築基準法違反（小屋裏界壁の不存在の手抜き）発覚の発端は 5 年前、FACTA2013 年 2 月号に記事 社内には以前から欠陥品との認識があり修繕費用から逃れるために入居率に関わらず是が非でも早期にサブリース契約を解除して同社管理下から外し修繕費用は全てオーナーに負わせた。記事を見たオーナー会会長が会員にアンケート。問題商品シリーズ現存 915 棟、調査した 9 割以上

に界壁なし。サブリース解約済は 721 棟 サブリース強引解約理由が判明します。

(FACTA2018、7月号)

同社は補修費用等の損失見込み額 50 億円を特別損失に計上しました。(全国賃貸住宅新聞 2018.8.20) 同社はオーナー物件を預かる運用型信託会社「レオパレス信託」設立。「信頼のパートナー」で将来の不安に 대응。同社には不特法の小口商品もあります。もし自社施工物件の小口化なら無クレーム化？オーナー物件を信託受託し無クレーム化？誰の将来の不安に 対応？

(住宅新報 2018.8.28)

セミナーお知らせ

家族信託を利用した財産の承継

とき 平成 30 年 11 月 18 日

ところ 河原町五条下ル東側

「京都市景観・まちづくりセンター」

1 部 民法改正で相続はどうか変わるか！

弁護士：田中 伸 氏

2 部 家族信託を利用した財産の承継

司法書士 宮田浩志 氏

受講料 500 円（資料代）

申込 (一社) 相続相談センター

FAX 075-251-1144

若しくは当方に連絡ください。

+++++
家族信託のご相談を承っております。
相談のみは無料です。お気軽に連絡してください。

一般社団法人 ひまわり相続相談室

Tel/fax 075-802-0215

Email:sakaitoshio76@gmail.com